

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、桜井市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成三十一年四月十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（基準点測量）

二 測量の地域 桜井市大字栗殿

三 測量の期間 平成三十一年三月二十六日から同月二十八日まで